

# 3 各種手当

～業務の条件による手当の支給～



勤務実績に応じて支給される手当	医師手当	○勤務する地域に応じた額（357,900円～150,400円）を支給（最大45年間支給） ○専門医等の資格1つにつき月額5,000円を加算（2つまで）
	業績手当	○一般医師に対し、年間で基本給の約4.2月分支給（6月・12月の2回に分けて支給） ○医長以上には、業績年俸を支給
	宿日直手当	宿日直勤務に従事した場合、勤務1回につき、20,000円を支給
	救急呼出等待機手当（オンコール手当）	救急呼出に備えて自宅等において待機した場合に、待機1回につき、5,000円を支給
	救急医療体制等確保手当	○3次救急・2次救急医療を実施する病院において夜間・休日に救急医療業務に従事した場合に、勤務1回につき18,000円～3,000円を支給 ○分業業務に従事した場合に、1回につき10,000円を支給
	役職手当	医長以上の役職者に対し、月額148,100円（副院長）～96,700円（医長）を支給
	役職職員特別勤務手当	○役職者が宿日直勤務中又は呼出待機の際に診療業務を行った場合（深夜帯を除く）、勤務1回につき、23,250円～12,500円を支給 ○役職者が臨時又は緊急の必要により休日等に勤務し、代休をとらなかった場合、勤務1回につき、23,250円～12,500円を支給
	附加職務手当	公立病院の診療援助等（救急医療等）に従事した場合に支給
	特殊業務手当	ICU病棟や重症心身障害児（者）病棟や筋ジストロフィー等の業務に従事した場合に、月額35,400円～17,700円を支給
	夜間看護等手当	交替制勤務に従事した場合に、深夜帯勤務1回につき9,900円～2,900円を支給
	派遣手当	○医師確保が困難な機構内の病院の診療援助に従事した場合に、1日につき20,000円を支給 ○上記のほか、機構内の病院の診療機能確保等のための診療援助に従事した場合に、1日につき10,000円を支給
	超過勤務手当	時間外勤務に従事した場合に支給
	年度末賞与	当該年度の医療収支が特に良好な病院において3月に支給
	ヘリコプター搭乗救急医療手当	機内で行う診療等の業務に従事した回数1回につき、5,000円を支給
	時間外手術等従事手当	診療報酬上、本手当支給が必要な病院において、時間外等に開始される手術等に従事した場合、手術等1回につき、5,000円又は2,500円を支給
支援団体業務手当	医療事故調査のための委員会への委員としての参画等に従事した場合に、1日につき20,000円又は10,000円を支給	
生活関連手当	扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給（配偶者：13,000円、子、父母等：6,500円） ※16才～22才の子については、1人につき5,000円を加算
	住居手当	賃貸：～27,000円 ※機構が用意する宿舎に入居する場合は、住居手当は支給されません
	通勤手当	自動車等：2,000円～31,600円 交通機関等：～55,000円
	単身赴任手当	基礎額30,000円を支給 （職員と配偶者の住居が100km以上の場合は、8,000円～70,000円を加算）
	地域手当	基本給の16%～20%支給

(R5. 8. 1 現在)

# 4 子育てをしながら働いてみませんか



## 育児休暇

職員が3歳になるまでの子を養育するために休業することができる制度（分割して2回まで取得可能）

※別途、出生時育児休業として、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に分割して2回まで取得可能

給与は無給（共済組合継続加入・掛金（保険料）免除）

ただし、子が1歳となる日までの間、雇用保険から育児休業給付金を支給  
支給額は1日につき休業開始時賃金日額の50/100

※育児休業（出生時育児休業含む）を開始してから180日目までは、67/100

※上限額：育児休業1か月あたり約22万円（180日目までは約30万円）

※産前休暇、産後休暇中も掛金（保険料）免除

## 育児短時間休業

職員が小学校入学前の子を養育するために、勤務時間を短縮して勤務することができる制度（週19時間25分～24時間35分の範囲で勤務時間を選択）

※例：月～金曜日 4時間勤務×5日＝20時間

※給与・賞与は勤務時間に応じて比例計算

※共済組合は継続加入

## 子育て等をサポートする様々な制度

- ・出生サポート休暇
- ・産前・産後休暇
- ・保育時間（子に対して授乳や保育園への送迎等を行うための休暇）
- ・職員の妻が出産する場合の休暇
- ・男性職員の育児参加のための休暇
- ・子の看護休暇
- ・育児時間（職員が小学校入学前の子を養育するために、勤務時間の始め又は終わりにおいて勤務しないことができる制度）
- ・育児を行う職員の早出遅出勤務（職員が、小学校入学前の子を養育するために1日の勤務時間の長さを変更することなく、病院毎に定められた早出・遅出勤務をすることができる制度）
- ・育児を行う職員の時間外勤務の免除
- ・育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限

## 国立病院機構111病院で院内保育所完備



(R5. 8. 1 現在)